*「はり・きゅう・マッサージ」施術に対する補助事業指定に必要な書類一覧*

**【新規登録時】**

１．施設指定申請書《様式第１号―１》

２．施術所開設届（保健所へ提出したもの）

３．施術者の免許証（全員分）

４．施術者名簿《様式第１号―２》

５．施術所図面

　※法人の場合は定款や登記簿謄本も必要です。図面が無い場合は、案内やパンフレット等事業を行っていることがわかるものを添付してください。

**【閉院・廃止時】**

１．辞退届《様式第４号》

２．施設指定書《様式第２号》

**【連絡先（電話番号等）、印鑑の変更時】**

１．変更届《様式第３号》（変更届に新旧を明記すること。印鑑紛失の場合はその旨を記載し新印を押印）

**【施術所の変更時】**

１．変更届《様式第３号》

２．施術者の変更がわかる書類（保健所へ提出した「施術所開設届出事項中一部変更届」など）

**【施術者の変更時】**

１．変更届《様式第３号》

２．施術者の変更がわかる書類（保健所へ提出した「施術所開設届出事項中一部変更届」など）

３．施術者の免許証（新規で追加する場合）

４．施術者名簿《様式第１号―２》

**【代表者の変更時】**

１．変更届《様式第３号》

２．代表者の変更がわかる書類（保健所へ提出した「施術所開設届出事項中一部変更届」など）

３．施術者の免許証（代表者が施術者である場合）

４．施術者名簿《様式第１号―２》（代表者が施術者である場合）

**【指定書の紛失・汚損時】**

１．再発行申請書《様式第３－２号》